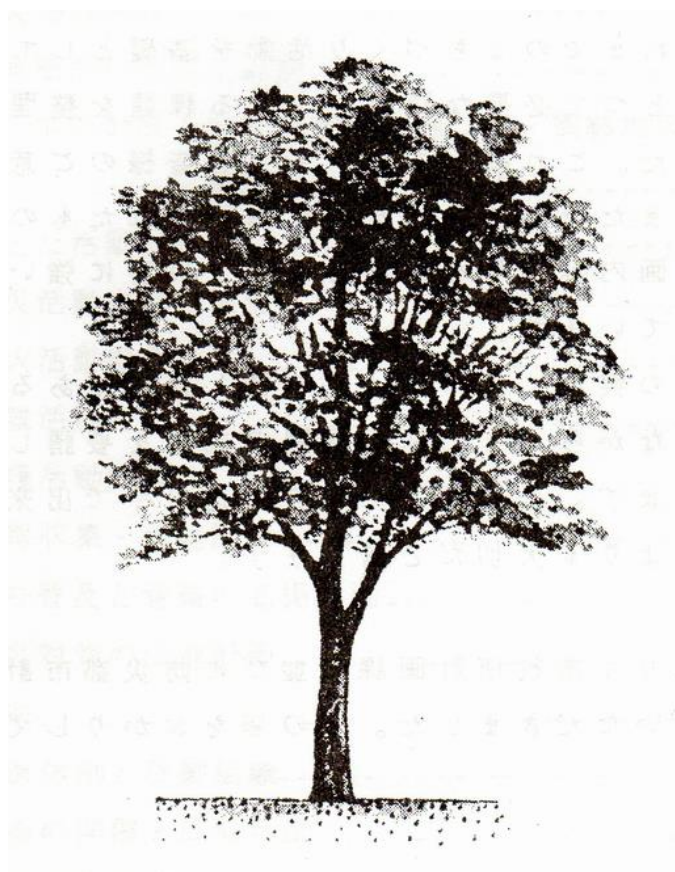


高木町地区本部

運営マニュアル



高木町自治会

平成 26 年 12 月

平成 29 年 4 月改訂

目次	ページ
はじめに	3
第1章 総則	4
1.1 高木町地区本部とは	
1.2 高木町地区本部の機能	
1.3 高木町地区本部の運営	
第2章 高木町地区本部の開設	4
2.1 地区本部開設の時期	
2.2 関係者の参集	
2.3 必要機材・事務用品の準備	
2.4 建物の安全確認	
第3章 高木町地区本部の運営	5
3.1 組織	
3.2 班の機能	
3.3 長期化への対応	
3.4 夜間の体制	
3.5 記録などの事務作業	
第4章 安否確認と被災状況の収集	6
4.1 安否確認	
4.2 被災状況の収集	
第5章 高木八幡宮災害支援所の開設	7
5.1 高木八幡宮災害支援所の開設	
第6章 救援物資の配布	8
6.1 救援物資要望の収集	
6.2 救援物資要望の提出	
6.3 救援物資の受け取り	
6.4 救援物資の配布	
第7章 部門間の連絡	9
7.1 各班と高木町地区本部の連絡	
7.2 高木町地区本部と三中地区防災センターとの連絡	
7.3 住民への情報連絡	
第8章 避難誘導、救助活動、消火活動	10
8.1 避難誘導	
8.2 救助活動	
8.3 消火活動	
8.4 避難部屋制度	

8.5 要配慮者の支援	
第9章 防犯	1 1
9.1 防犯パトロール	
第10章 高木町地区本部の閉鎖	1 1
10.1 高木町地区本部の閉鎖	
第11章 検討課題	1 1

様式

様式1	被災状況調査シート
様式2	災害時安否確認集計表
様式3	三中地区防災センターに提出する被害状況報告書
様式4	物資要望シート
様式5	三中地区防災センターに提出する物資要望シート

資料

資料1	高木町地区本部設置の経緯
資料2	地震について私の対応（裏：災害時高木町の体制）
資料3	地震発生時の班長の役割（裏：平常時の班長の役割）
資料4	災害時に役立つ主な物品保管場所
資料5	高木町防災マップ
資料6	班マップ
資料7	パソコン操作手順

関連資料

- ・高木町地区防災計画書（昭和59年：高木町自治会作成）
- ・防災知恵袋（平成25年：高木町自治会作成）
- ・国分寺市高木町地区防災計画書（平成27年：高木町自治会作成）
- ・国分寺市立第三中学校避難所運営の指針（平成23年：三中地区防災協力会作成）
- ・国分寺市地域防災計画（平成25年、27年改訂：国分寺市作成）
- ・地区防災センター運営マニュアル：第3中学校（平成27年：国分寺市作成）
- ・東京防災（平成27年：東京都作成）

はじめに

高木町は、台地の上にあり、地震発生時にも水害や山崩れの心配はありません。また、危険な工場もなく比較的安全な町です。しかしながら唯一心配されるのが火災です。

いつ発生するか分からない大地震に備えて、火事を出さないことが一番であり各家庭に消火器を備えておきましょう。また、3日分の水と食料を各家庭で備蓄しておきましょう。大災害が発生したら、救急車、消防自動車は来てくれません。ご近所で助け合いましょう。

高木町地区本部は、災害時に「地域の被害状況のとりまとめ」および「物資要望のとりまとめと配布」を行う役目を担っています。

高木町地区本部を円滑に運営するためには、その運営方法をあらかじめ定めておく必要があります。そこで、この「高木町地区本部運営マニュアル」を作成し、それを基に平時から訓練を重ねて災害に備えます。

昭和59年に作成された「高木町地区防災計画書」には安全で住みよいまちづくり計画、災害に備えた活動計画、防災知識の普及と意識の高揚計画、家庭内防災対策の促進計画など幅広いテーマが取り上げられています。

「高木町地区本部運営マニュアル」は、「高木町地区防災計画書」の一部を構成する災害発生時の共助活動を展開する形で作成されていて、自助について書かれた「防災知恵袋」と合わせ、三冊で一体をなすものです。

役員の皆様は災害時には、「地区本部運営マニュアル」に添って的確な行動をとって頂くことを期待しています。

改訂にあたって

高木町自治会は、平成26年度に「地区本部運営マニュアル」を作成しました。その後、平成27年度に（地区防災計画モデル地区）として認定されて、東京大学加藤孝明先生のアドバイスを受け、「火事を出さないこと」と「安否確認」に的を絞り「地区防災計画書」平成27年度版を作成しました。

平成28年度には、災害時の行動をより明確にするための検討会である「災害時行動プロジェクト」を立ち上げ、安否確認と被災状況の収集、在宅避難と支援物資の配布について議論しました。

今回の改訂は、「地区防災計画書」平成27年度版、および、「災害時行動プロジェクト」で議論され確認された内容を反映させています。

第1章 総則

1.1 高木町地区本部とは

地区本部とは、国分寺市地域防災計画で定められた、災害時における地域の防災拠点であり、各自治会が寺社や集会所に設置するものです。

高木町では、市営住宅集会室とその周辺、を地区本部に指定しています。

高木八幡宮境内と社務所兼集会所に設置される高木八幡宮災害支援所と共に、災害時には地域の防災拠点として、第三中学校に設置される地区防災センターと連携して活動します。(資料1 参照)

1.2 高木町地区本部の機能

高木町は、地区本部（市営住宅集会室）に加えて災害支援所（高木八幡宮）を併設しこの2カ所を合わせて地区本部の機能を実現します。

高木町地区本部と高木八幡宮災害支援所には、災害時の被災生活を支援する次の機能があります。

- 情報拠点機能

地域住民の安否情報、被災状況を集め、三中地区防災センターに伝達します。

また、国分寺市災害対策本部からの情報を、三中地区防災センターから受け取り地域住民に伝達します。市営住宅集会室が情報拠点になります。

- 在宅避難者支援拠点機能

災害時に、自宅で被災生活を送る方への情報提供や物資配布などを行います。

高木八幡宮災害支援所が在宅避難者支援拠点になります。

- 救護活動支援機能

地域の被害状況を把握し、救護活動を支援します。

1.3 高木町地区本部の運営

高木町地区本部および高木町災害支援センターは、自治会役員、防災部員を中心に運営されますが、本人または家族が被災して、十分な要員が確保できないことも考えられますので、地域住民の協力が不可欠になります。

第2章 高木町地区本部の開設

2.1 地区本部の開設時期

災害が発生したら出来るだけ速やかに地区本部を開設します。

2.2 関係者の参集

- ① 高木町地区本部スタッフは、自治会役員、防災部員、防災ボランティア、住民による救急員から構成されます。本部長は自治会長とし、不在の時は防災部長、副会長が代行します。
- ② 高木町地区本部スタッフは、震度5弱以上の地震が発生したら、自分の家族の身の安全を確保した上で、情報拠点である高木町地区本部に集合します。
- ③ 地区本部要員の安否を確認します。
- ④ 地区本部要員は「高木町自治会」と書かれた腕章またはジャケットを着用し業務を遂行します。

- ⑤ 三中地区防災センターの地区協力員の内あらかじめ定められた人は、高木町地区本部に自分の無事を伝え、三中地区防災センターに向います。

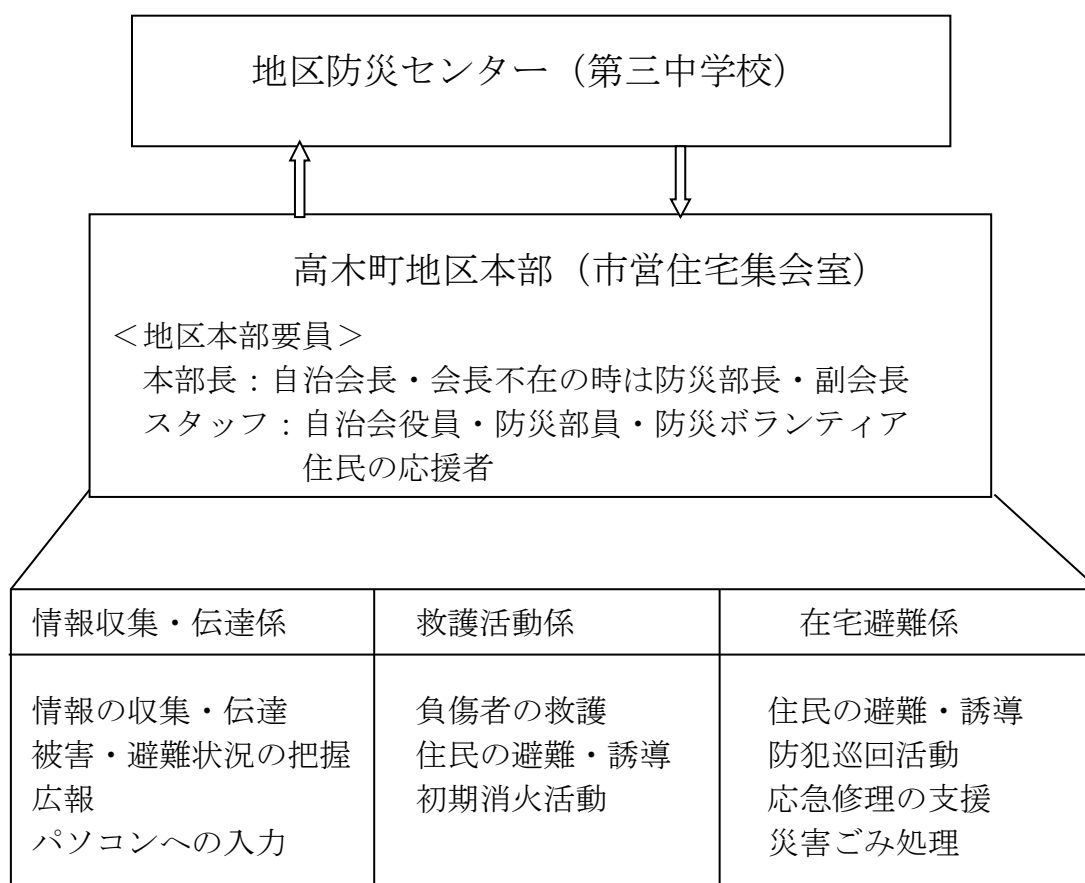
2.3 必要機材・事務用品の準備

- ① 防災倉庫を解錠し、活動に必要な資機材および事務用品を取り出します。
 （市営住宅集会室の鍵、文房具、地区本部要員名簿、自治会員名簿、班マップ、被災状況調査シート、ラジオ、テーブルタップ、無線機 3 台、は一つの箱に入れて市営住宅防災倉庫に保管してあります）
- ② 電源および熱源を確保します。

2.4 建物の安全確認

- ① 地区本部建物の鍵を入手し解錠します。
- ② 地区本部建物の安全を確認した上で室内に入り活動を開始します。

第3章 高木町地区本部の運営



3.1 組織

- ① 高木町地区本部に参集できる防災部員、自治会役員は、自分が被災者になる可能性もあり、また、三中地区防災センターに行く人もいて、少人数になることが予想されます。
- ② 高木町地区本部の運営に精通している防災部員や自治会役員は防災ボランティアや住民による救急隊の人達に指示を出して高木町地区本部の運営に当たることになります。

- ③ 地区本部の三つの係「情報収集・伝達係」、「救護活動係」、「在宅避難係」は、それぞれ、防災部の「情報連絡係」、「防火救護係」、「環境改善係」を中心に運営します。
- ④ 在宅避難係の防犯巡回活動は防犯部が担当します。
- ⑤ 三中地区防災センターに行く人と、高木町地区本部に参集する人を予め決めておきます。

3.2 班の機能

- ① 災害が発生した時、各人はまず自分の身の安全を確保し、家族の安否を確認します。
- ② その後、班単位で、近所に住まわれている方の安否確認をし、安否情報や近所の被害状況を情報拠点である南部情報拠点（市営住宅集会室）または北部情報拠点（高木八幡宮）に報告します。各班は丁目に拘わらず、行きやすい方に被災状況調査シートを提出します。
- ③ 救援物資の要望のとりまとめ、および、救援物資の配布も班単位で行います。

3.3 長期化への対応

高木町地区本部の開設が長期になる場合には、交代で運営にあたります。

3.4 夜間の体制

夜間の開設は、夜間に災害が発生した場合など状況に応じて対応します。

3.5 記録などの事務作業

- ① 被災状況および救援物資の要望や配布状況はパソコンに記録します。
- ② パソコンは、当面、地区本部スタッフ所有のパソコンを借用しますが、ゆくゆくは自治会での保有も検討します。
- ③ 必要に応じて印刷できるものとします。
- ⑤ パソコンは複数の人が操作できるようにし、また、どのパソコンでも動かせるよう様子をUSBに入れておきます。

第4章 安否確認と被災状況の収集

4.1 安否確認

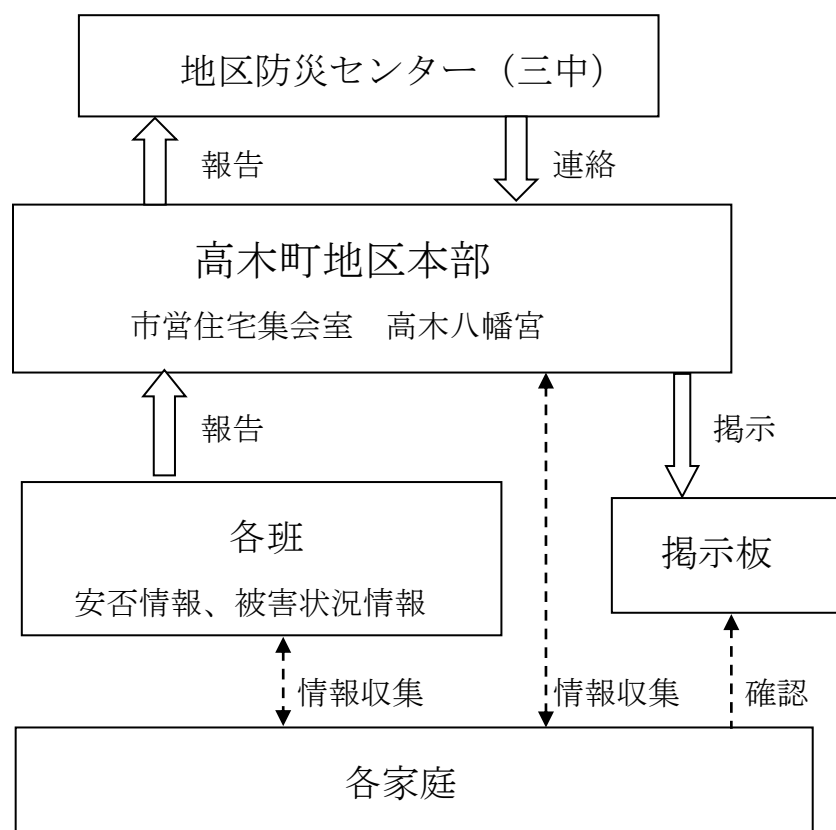
- ① 災害が発生したら、各人は、まず自分と家族の安全を確かめ、ご近所の安否確認を行います。外出していて不在の人もいますので班全体で確認しあうことになります。
- ② 災害時要配慮者については、班全体で情報を共有し、安否確認を行う事を目指します。

4.2 被災状況の収集

- ① 各班は、安否状況、要救護者の有無、家屋の被害状況、道路の状況、インフラの状況などの情報を「被災状況調査シート」に記入し南部情報拠点（市営住宅集会室）または北部情報拠点（高木八幡宮）に報告します。
- ② 地区本部スタッフは受け取った情報をシートに記入します。

- ③ 調査シート未提出の班については地区本部スタッフが班名と班の範囲を記載した町内地図を持って調査に出向きます。
- ④ 地区本部スタッフは、調査シートの内容をパソコンに記録し、被害状況報告書を三中地区防災センターに持参し、提出します。

●情報の流れ



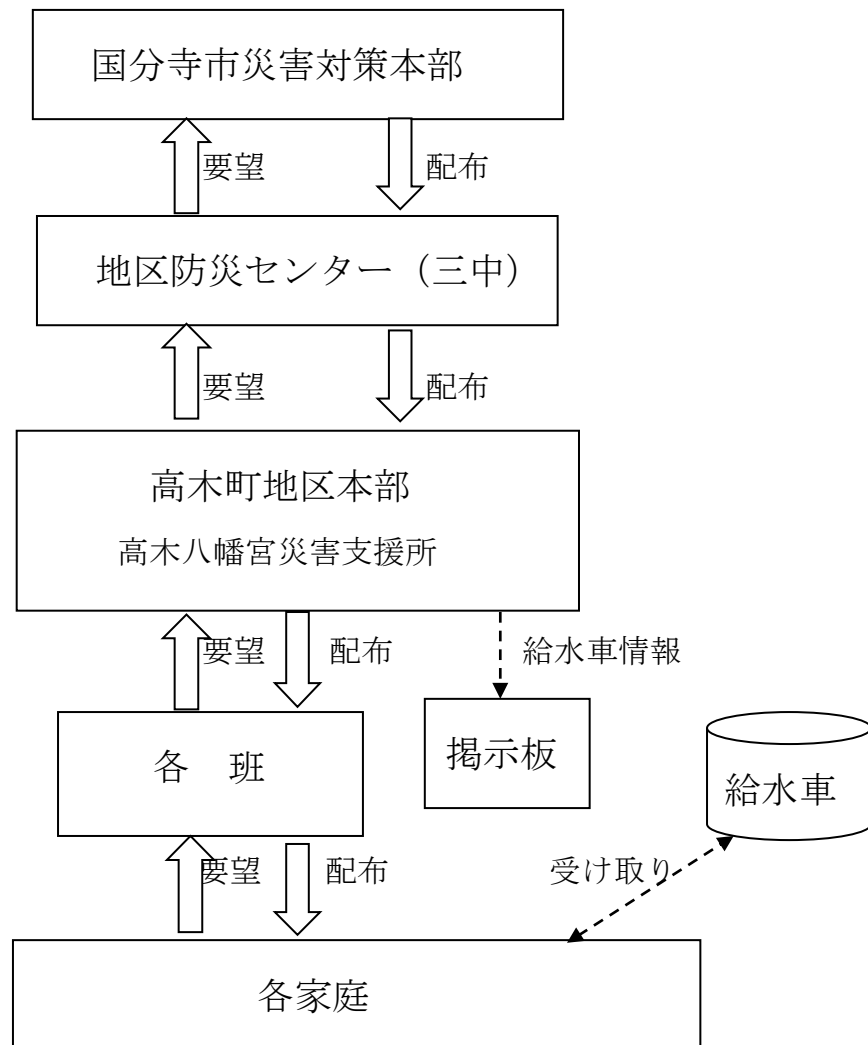
第5章 高木八幡宮災害支援所

5.1 高木八幡宮災害支援所の開設

- ① 高木八幡宮は北部情報拠点になりますので災害が発生したら速やかに開設します。
- ② 建物の安全確認を終えて、地区本部スタッフは、高木八幡宮災害支援所室内に入ります。

（高木八幡宮災害支援所（北部情報拠点）と高木町地区本部（南部情報拠点）は2ヶ所開設している期間もありますが、高木町地区本部での情報収集作業が落ち着くと、高木八幡宮災害支援所1ヶ所が開設されています）

第6章 救援物資の配布



6.1 救援物資要望の収集

- ① 災害が発生した時点で、自宅待機者向「物資要望シート」を自治会員各家庭に地区本部スタッフが配ります。
(災害発生直後は、安否確認、被害状況の収集が優先されますので、要望シートの配布は災害発生から少し時間が経ってからと考えられます)
- ② 各家庭は、要望シートに必要数を記入します。申し出を地区本部スタッフが「物資要望シート」に記入することもあります。救援物資の数量等を記入した「物資要望シート」は、班毎にまとめて班長または代理者が高木八幡宮災害支援センターに持参し、提出します。

6.2 救援物資要望の提出

- ① 高木町災害支援センターのスタッフは、「物資要望シート」の内容をパソコンに記録し、救援物資の要望を三中地区防災センターに持参し、提出します。
- ② 三中地区防災センターは各地区本部からの要望を国分寺市の様式に合わせて国分寺市に提出します。

6.3 救援物資の受け取り

- ① 救援物資は、国分寺市から三中地区防災センターに届けられます。
- ② 高木町災害支援センターのスタッフは、三中地区防災センターから連絡を受けて、救援物資を受取りに行きます。
受け取った救援物資を高木町災害支援センターに保管します。
- ③ 受領状況をパソコンに記録します。

6.4 救援物資の配布

- ① 地域住民の要望に応じて、受け取った救援物資の配分を決めます。
(必ずしも要望通りに物資は届かないことが想定されますので配分は難作業になります)
- ② 地区本部スタッフは、救援物資を班毎にまとめ、救援物資の到着を各班に連絡します。
- ③ 各班は救援物資を高木町災害支援センター(高木八幡宮)に取りに来ます。
- ④ 救援物資の配給状況をパソコンに記録します。
- ⑤ 水は給水車などで供給されますので、その場所を掲示板またはアナウンスして住民に通知します。
各家庭はその場所に行き水を受け取ります。

第7章 部門間の連絡

7.1 各班と高木町地区本部の連絡

- ① 「被災状況調査シート」および「物資要望シート」は各班が高木町地区本部に持参します。
- ② 高木町地区本部は「被災状況調査シート」および「物資要望シート」の受付処理を終了後各班返却します。
- ③ 一般の連絡は、可能であれば携帯電話を使用します。

7.2 高木町地区本部と三中地区防災センターとの連絡

- ① 「被災状況調査シート」は高木町地区本部から、「物資要望シート」は高木町災害支援センターから三中地区防災センターに持参します。
- ② 市営住宅集会室と高木八幡宮との間の連絡は無線機を使用します。
また、三中地区防災センターに行く人は無線機を携帯します。
- ③ 条件が整っていれば、携帯電話、インターネットメールの使用も検討します。

7.3 住民への情報連絡

- ① 町内の被害状況や国分寺からの情報を住民に知らせます。
(住民が一番欲しいのが情報です。住民がどのような情報を望んでいるか常日頃から把握しておきます)
- ② 連絡方法は掲示板を使います。
- ③ リアカーに発電機を積んで町内をアナウンスして回ることも考えます。

第8章 避難誘導、救助活動、消火活動

8.1 避難誘導

- ① 住民の避難誘導は、ご近所が助け合って行われます。
- ② 地区本部スタッフは、出来る範囲で住民の避難誘導を行います。
- ③ 避難所ではなく、ご近所の倒壊を免れた家に避難することも考えられます。
(出来るだけ避難所に行かなくて済むように、日頃から心がけることが大切です)
- ④ 高木町地区本部は避難所ではないので、特別の場合を除いて、避難者を受け入れる事はありません。

8.2 救助活動

- ① 災害発生直後の救助活動は、家族、ご近所が助けあって行われます。
- ② 高木町地区本部は、出来る範囲で救助活動の支援を行います。
- ③ 救助依頼は、高木町地区本部に連絡します。高木町地区本部は、連絡を受け、三中地区防災センターに連絡します。

8.3 消火活動

- ① 大災害が発生した時には、消防自動車は来てくれません。
家族、ご近所が協力して初期消火にあたる必要があります。
- ② 地区本部のスタッフは、出来る範囲で消火活動の支援を行います。

8.4 避難部屋制度

災害発生時、自宅に住めなくなった人は、第三中学校に開設される避難所に避難することになるが、被災者数は収容人数を上回ることが予想されます。

自治会としても、可能な限り避難先を確保しなければなりません。

自治会員の中には普段使用していない部屋を保有している方が相当数あると思われ、これを提供してもらうことで、相当数の避難先を確保することが出来ます。

次の運用をします。

- ① 災害時、部屋の提供してもらえる人にはあらかじめ登録してもらう。
- ② 災害発生時には改めて提供可能かどうか確認する。
- ③ 提供期間は一ヵ月以内とし、延長はしない。
- ④ 自治会は光熱費などの経費を支払う。

8.5 要配慮者の支援

- ① 要配慮者の支援は、支援者やご近所で行います。
- ② 地区本部のスタッフは、出来る範囲で、要配慮者の支援を行います。

第9章 防犯

9.1 防犯パトロール

- ① 住民の安全を守るために、災害が発生した時に防犯パトロール隊を編成し、町内をパトロールします。
- ② 防犯パトロール隊は各丁目毎に、地区本部スタッフおよび登録された住民により編成され、地区本部スタッフが統括します。
- ③ 防犯パトロール隊員は「高木町自治会」と書かれた腕章またはジャケットを着用します。

第10章 高木町地区本部の閉鎖

10.1 高木町地区本部の閉鎖

- ① 第三中学校に設置された地区防災センター（避難所）が閉鎖された時に、高木町地区本部を閉鎖します。
- ② 地域住民に高木町地区本部の閉鎖を知らせます。

第11章 検討課題

在宅避難係の活動である「応急修理の支援」と「災害ごみ処理」の運営方法は検討課題です。